

中芸広域連合広域計画

【令和2年度～令和6年度】

中 芸 広 域 連 合

令和2年3月

目 次

1	はじめに	… 1
2	消防及び救急に関すること	… 2
3	し尿処理に関すること	… 4
4	少年の健全な育成指導及び補導に関すること	… 5
5	中芸広域体育館の設置、管理及び運営に関すること	… 6
6	介護保険制度に関すること	… 8
7	ごみ処理の広域化に関すること	… 12
8	火葬場に関すること	… 14
9	保健福祉業務に関すること	… 15
10	戸籍事務を行うための電算機器の設置、管理及び運用に関すること	… 17
11	関係町村の企業立地に関すること	… 18
12	広域計画の期間及び改定に関すること	… 20

中芸広域連合広域計画

1. はじめに

中芸地域は、温暖な気候・恵まれた自然環境・豊かな伝統文化、各町村の特性を生かしつつ連帯と協調のもとに発展してきた。各町村は、人口の減少や自主財源の乏しい財政状況の中で、少子高齢化や過疎化などの地域の課題に対応することが求められている。

このため、旧中芸行政組合や中芸地域開発促進協議会のこれまでの実績のうえに、平成10年7月から広域連合制度を導入し、これまで以上に行財政運営の効率化を図り、消防、環境や保健福祉などの分野において広域計画を策定し、新たな広域行政を推進してきた。

現在の広域計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画として策定されているが、この間、中芸広域消防署建設や、戸籍事務用サーバの共同設置など、状況に応じて適宜広域計画の変更を行い、計画の理念に沿った事務処理を進めてきたところである。

新たな広域計画の策定にあたっては、これまでの5年間の事務事業を検証するとともに、現行計画の見直しを行い11項目について策定をした。

計画期間中のその他の課題についても、引き続き広域化の必要性等について構成町村と検討していく。

この広域計画に定められた事項は、構成町村との協議を行いながら確実に進めていくことが求められるが、11項目の付託された業務に限らず、住民サービスや行政効率の向上を図るため事務の広域化が有効な手段であるものについては、その受け皿としての役割を果たしていく必要があると考える。

地方を取り巻く情勢は常に変化しており、令和元年6月に公布された地方分権一括法、第9次一括法においても提案募集方式による地方からの提案に基づいた、権限移譲や、義務付け・枠付の見直しが行われるなど市町村の役割が一層重要なものとなっている。また、小規模町村にあっては少子高齢化・過疎化の進行等による地域の相互扶助機能の衰退が見られる中で、住民の期待する行政の役割はますます大きくなっている。

こうした状況の中、構成団体では、長びく経済の低迷などにより、財政状況が悪化する一方で、住民の価値観の多様化や社会環境の変化に伴い、行政課題は複雑化、多様化が進み、今後さらに単独町村での対応が困難な行政課題が予想される。

町村合併協議が調わず、自立の道を歩むこととなった中芸地域では、スケールメリットを活かせる分野での事務の効率化や経費節減、行政内部組織の共同設置に関する検討などの行財政改革が必要であり、その受け皿としての広域連合の果たすべき役割も大きいと考える。今後においても、中芸広域連合は広域行政の担い手として、広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化への役割を担うことが重要となっている。

2. 消防及び救急に関すること

昭和45年、構成町村は地域の実情から広域消防体制の必要性を認識し、常備消防の機動力の強化と消防活動の効率化を図るため、中芸消防組合を設立、田野町に消防本部・消防署を、馬路村に分所を設置した。

中芸消防組合から中芸行政組合、中芸広域連合と広域行政が改組する中で、各種車両・機器の増設整備はもとより、救急救命士・潜水士など高度な能力を要する職員の育成に努めた。そのほか、消防救急隊の編成、消防緊急システムの導入、高知県消防防災ヘリコプター及び大規模災害時における県内広域消防相互応援協定の締結、緊急消防援助隊への登録などを行った。

近年の複雑多様化する災害にも対応し、かつ地域住民のニーズに応じていくためにも、引き続き効果的な消防・救急体制の組織的強化を積極的に進めていく必要がある。

このような状況の中、国は平成18年6月に常備消防の広域化を推進すべく消防組立法を改正し、翌月には広域化への道標となる「市町村の消防広域化に関する基本指針」を示した。19年度末には県が全市町村を対象に県内全域を一つとする消防本部体制を目指すこととした「高知県消防広域化推進計画」を策定し、各消防本部と具体的な検討を行い、計画を進めている。

現在38名体制で、1本部1署1分所で本部に総務、予防、警防、救急の各係を置き、消防署に消防車、救急車、救助工作車を配備して、24時間交替制で活動しているが、職員の世代交代による消防力の低下や救急出動の増加、救急救命処置範囲の拡大に伴う資器材の配備や、消防救急需要体制を確立するとともに職員の資質の向上を図る。

また、消防庁舎の建設及び、消防・救急無線のデジタル化の整備については、平成27年5月より運用を開始し、新しい指令システムや訓練施設で災害に備え日々訓練を行っている。

消防団は、5消防団、8分団の体制で地域の消防防災の一翼を担っている。

主要な課題と方針

【1】庁舎施設の運用・管理

新消防庁舎については、中芸管内の防災の拠点施設であることから、本庁舎、主塔・副塔、発電設備等、主要設備の維持管理に努め、災害発生時に適切に運用できるよう管理に努め、あわせて経費節減を図る。

最新の電子機器である指令システム・デジタル無線機器は、消防本部の重要な施設であり保守管理に万全を期し、安全安心なまちづくりを目指す。

【2】救助件数の増加への対応

救助隊を配置し、近年、複雑多様化する火災、交通事故、水難事故及び自然災害等の救助事案から人命救助・救出活動を効果・効率的に活用できる救助工作車を平成28年度に配備し救助体制を充実強化している。

【3】救急体制の強化

高齢化、過疎化の進行する中で、特に高齢者の救急搬送が増加していることから、救急体制の充実強化が一層必要となっている。

救急救命処置範囲の拡大（心肺機能停止前の静脈路確保、血糖測定、ブドウ糖の投与）に対応するため資器材の購入や、さらに体制を確立するために、救急救命士資格取得後の再教育体制を推進する。

救急隊が現場に到着するまでの応急手当もまた重要であるので、自主防災組織や各種施設の職員が行えるよう応急手当講習の普及啓発を行い、バイスタンダー（現場に居合わせた応急手当を行う人）の養成に一層努めなければならない。

また、聴覚、言語機能障害者の119番通報支援システムとしてNet119緊急通報システムが、令和元年11月9日から高知県全域で運用を開始しました。

【4】多様化する災害や事故への対応

災害や事故が広域かつ多様化しており、これらに対応するため消防職員及び団員のスキルアップに加え広域的な訓練を実施し連携を図る必要がある。

このため、消防学校の教育課程、各種の研修会へ積極的に参加し、知識の吸収や技術の修得に努めるなど消防人としての資質の向上を図る。

【5】消防団活動の充実と活性化

団員の高齢化や定数割れが進み、消防団の活性化が必要となっている。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という崇高な消防団精神を普及・啓発し青年や女性の積極的な加入を促進するとともに、消防車両の計画的な更新や、トランシーバー、ライフジャケット等、災害時に身の安全を守る装備品の購入を推進するなど、消防団の充実と団員の活動能力を高める。

【6】林野火災への対応

管内エリアでは森林面積が92%を占めており、一旦火災が発生すると大規模な事態に発展することが予想されるため、林野火災の予防が重要である。

林野火災を予防するために、林業関係者や入山者のマナー向上のため林道や登山口に火災予防啓発の立て看板を設置する。また、林野火災用の資器材の整備を行うとともに、災害時には高知県消防防災航空センターや自衛隊のヘリコプターを積極的に活用する。

【7】地震津波災害対策

“今後30年以内に80%程度の確率で発生する”と言われている南海トラフ地震による被害の防止、軽減を図る震災・津波対策が継続して必要である。

このため耐震性防火水槽・貯水槽の増設、物資の備蓄、資器材の整備、地震防災訓練の充実に努めるほか、今後も自主防災組織や女性防火クラブとの連携を強化し、消火訓練、避難訓練及び応急手当等の指導を行い、地域防災力の向上に努める。

【8】円滑な情報伝達の実施

高知県防災行政無線（地上系・衛星系）や総合防災情報システムにおいて提供されている気象や災害情報等を迅速に入手し、逐次地域住民に情報提供し災害からの被害を軽減するよう努める。

3. し尿処理に関すること

昭和49年から、清潔、快適な生活を営む環境づくりに努める広域行政事業として、し尿の共同処理が開始され、施設の老朽化から平成8年には、膜分離高負荷脱窒素処理方式の高度処理設備を備えた現在の衛生センターが、奈半利川沿いに開設された。

同センターの当初計画では、浄化槽汚泥の混入比率を16%で計画していたが、地域における環境保全意識や生活環境の変化から、年々増加し、その比率は当初計画値を大きく上回る45%を超える状況となっている。これらに、搬入量、性状の季節変動が重なることにより生物処理による窒素除去性能への支障が懸念され、平成16年度には生物膜透過液を処理対象とした電解脱窒素装置を導入し、さらに平成23年度に反応槽分割及び投入方式の改良を行い処理機能の向上及び安定化を図ることができるようになり、地域における公衆衛生の向上に貢献している。

また、中芸広域連合区域内のし尿の収集、運搬及び浄化槽清掃については、遠隔地の収集業務の確保や浄化槽の増加等を考慮し、平成18年度に見直しを行い5業者の体制とした。

主要な課題と方針

【1】施設の適切な保守管理の確保

施設の稼働後23年を経過し、各設備・機器におけるの消耗・老朽化が進む中、施設の処理能力を維持していくため、定期的な保守点検や整備が不可欠であるが、整備にかかる経費が多額に上っていることや、今後主要機器の更新、水槽設備の補修整備等が必要となることから、施設の長期的かつ適正な運転管理を確保するため、生活環境の向上に伴う搬入性状の変化等への対応も含め、効率的な維持管理や基幹整備等を行うために設備機能を適正に把握しつつ、整備計画を策定、これに基づき計画的に的確な長寿命化の対策を行うと共に経費の平準化及び削減に努める。

【2】収集業務の適正確保

近年の年間処理量は約9,000～9,300t程度と減少傾向ではあるが、浄化槽汚泥の比率が45%と増加傾向となっており、投入量の季節変動に対応すると共に運転管理や施設の拡充、遠隔地への収集業務の確保など、的確な施設管理や住民ニーズに対応するために許可業者との調整作業が求められる。

このため、関係する町村と連携のうえ、計画的な搬入の実施や収集・運搬能力の向上など、施設管理や住民生活の状況に応じた許可業者との対応を継続する。

【3】処理工程におけるし尿汚泥・し渣の処理

処理工程で発生する汚泥・し渣は、施設内設備で焼却の後、焼却灰を安芸広域メルトセンターで熔融処理しているが、その処理費用、衛生センター内焼却設備の維持費用、ダイオキシン測定に係る費用、度重なる重油の高騰など、焼却処理は環境に与える負荷だけでなく、処理責任を負う行政の財政も圧迫することになっていることから、10年後においても持続可能な業務体系を検討する。

4. 少年の健全な育成指導及び補導に関すること

少年の健全な育成に寄与する目的を持って少年育成センターが昭和46年に設置されて以来、補導員や関係する行政機関・団体の協力を得ながら、中芸地区の青少年の健全育成と非行防止の活動を行っている。

現在、年1回の中芸広域連合少年育成センターの運営委員会、同じく2回の補導員会を開催し、センターの運営及び活動についての意見交換、地域・学校の情報交換を行うほか、週1回程度の合同補導を実施している。

また、高知県連絡協議会、東部ブロック連絡協議会、各町村の育成会議、高等学校PTA連合会及び学校警察連絡協議会などの情報の交換や研修に努めている。今後、「高知家の子ども見守りプラン」に基づく取り組みと協調しながら、少年の非行防止対策に取り組んでいく。

主要な課題と方針

【1】地域における社会環境の変化

近年、携帯電話やインターネットの普及がめざましく、青少年を取り巻く環境が大きく変化するなか、少年非行は表面化しにくく、より深刻さを増している。

ここ数年、刑法犯総数に占める刑法犯少年の割合は連続して減少しているが、再非行率が増加し、犯罪そのものは低年齢化・凶悪化・粗暴化してきている。

また、不良行為で補導される少年も減少傾向にある。

中芸地区では、近年、青少年の目立った規範意識に欠ける行為等は見受けられることが少ないが、喫煙や深夜徘徊等の「入口型非行」に繋がりがかねない不良行為などを防止するため、関係機関や団体で組織している運営委員会及び補導員会を中心に街頭補導を継続するとともに、少年相談・有害環境の改善などの活動を、警察と連携を図りながら総合的・計画的に行う。

また、センター便り、チラシの発行などによる啓発活動や子ども会などの育成指導、小学生に対する誘拐防止教室のほか、小中高生に対する薬物乱用防止、非行防止教室等にも参加・協力していく。

その他、近年問題化している児童虐待などの要保護児童対策及び不登校児童・生徒への支援についても、関係機関と連携を図りながら継続をしていく。

【2】地域課題としての取組

問題のある少年への対応を、センターだけではなく地域社会・関係機関・警察等と連絡を取り、協力体制で臨んでいる。

このため、街頭補導など個別的、短期的な取組に加え、青少年の健全育成を地域住民全体の課題として、家庭・学校・地域が緊密な連携の下に一体的な非行防止対策を推進していくための組織づくりや青少年育成会議の活性化を各町村との連携の下で進め、次代を担う子ども達が育成される環境の整備を図る。

また、子どもが被害者となる事件を防止(抑止)するため不審者情報を迅速に関係機関に伝達するとともに、巡回活動・広報活動に努め、地域ぐるみで子どもたちを守っていく必要がある。

5. 中芸広域体育館の設置、管理及び運営に関すること

中芸広域体育館は、中芸地区のスポーツと文化の交流を図るための多目的施設として平成13年に開館、初年度の利用は延べ8,364人、「よさこい高知国体」が開催された平成14年度は12,218人、その後、一時減少したものの平成27年度以降は平均で15,000人を上回り平成30年度は延べ15,836人であった。

フロア面積は1,920㎡でバレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面、卓球14面他、多くのスポーツ競技等の利用が可能で、県東部では最大規模を誇り、個人やサークル活動での定期的利用及び中学校のクラブ活動などのスポーツ大会の会場として利用される一方、スポーツ以外のイベントも多数開催されている。また、トレーニング室には各種のトレーニング機器が整備されており、中芸地区のみならず近隣市町村からの利用者も増加している。

主要な課題と方針

【1】住民のスポーツ・健康づくりの拠点

健康の保持・増進やそのためのスポーツへの関心が高まる中、構成町村や体育会など各種スポーツ団体や学校などと連携し、中芸地域住民の健康増進、スポーツ振興を基本においた施設運営が求められている。

このため、中芸広域体育館の利活用に向けた積極的なPR活動を行うほか、各町村が行っている生涯スポーツの振興や地域スポーツ団体の育成・強化などの事業や、日常的にスポーツや、イベントに親しむことができる環境づくりなどの取り組みを協力して継続していく。

また、地域住民の高齢化が進展する中、生活習慣病対策や介護予防対策が地域の重要な課題となっており、保健福祉部門との連携による健康増進・体力づくりなど体育館の利活用方策の検討や各種スポーツイベント等の実施に向けた地域住民の主体的な参加を求める。

【2】地域交流の拠点施設

情報化社会の進展や「高知東部自動車道」の部分開通などにより、新たな人やものの交流が生まれている。これらの中芸の地域づくりに結びつけるため、広域体育館をスポーツだけでなく文化の交流拠点とし、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）に沿った施設として高齢者や障害者にとって気軽に利用できる施設としての機能を果たすような施設運営を行う必要がある。

また、高知県東部の室内競技の中核施設として利用を拡大し、スポーツ・文化活動を通じた地域の交流拠点機能を発揮するうえで、スポーツイベントや学校・スポーツ団体の合宿などの誘致も有効である。

このため、各種競技団体や県内外の学校関係者へのイベントや合宿誘致を行ううえで必要となる情報の積極的な発信を行う。特に、課題とされる宿泊施設やアクセスの確保について、地域内の民間の施設をはじめ国体開催時の民泊経験などのノウハウを活かした公共施設の活用、地域のイベント情報などを収集・発信し、中芸地域での合宿等の魅力をアピールしていく必要がある。

こうした利用促進を図っていくためには、ホームページを随時更新し、タイムリーな

情報を発信していける体制を整える必要がある。

【3】 体育館の利用促進等について

トレーニング室の利用者は徐々に増加し、現在は月平均580の方が利用しており、その利用は夜間が中心であるが、健康増進・体力づくりを目的とした年配者の問合せもあり、昼間時間帯の利用も増加傾向にある。

一層の利用拡大に向けてのPR活動のほか、継続的な利用を促進するための主催事業等の開催や、リピーターの確保策などを含め検討を行う。

トレーニング機器については、経年劣化等により故障や破損等も目立つようになり、利用者の需要に添った計画的な機器の更新を行う。

その他、高知県東部の災害拠点としての活用についても県及構成町村等を交え協議されており、災害拠点施設としての設備等についても検討の必要がある。

6. 介護保険制度に関すること

【1】介護保険の一元化

中芸地域における介護サービスを充実し、介護保険事業の健全な運営を行うためには、広域での取り組みが必要であることから、平成15年4月から中芸広域連合を保険者として、介護保険業務の一元的な運営が開始された。

令和2年度末には、中芸広域連合第8期介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を策定し、この計画に定められた基本理念に基づき、高齢社会に対応した、住民が安心して生活できる豊かな福祉のまちづくりをめざし、介護保険制度の円滑な推進を図っていく。

保険者業務のうち、介護保険料の窓口収納、各種申請書の受理等介護保険事務の一部は、住民サービスの低下にならないよう町村が分担して実施しており、今後も、一元化による事務等の連携を構成町村と図っていく。

【2】被保険者の状況

令和元年10月末現在の介護保険被保険者数は4,536人、うち要介護（支援）認定者数は870人、サービス利用者は770人となっており、5年前と比較すると、特にサービス利用者数が急増している。

中芸地域の高齢化率は、平成30年度末には42.8%と上昇しており、令和5年度末には44.4%と推計される。中芸地域では、既に高齢者人口のピークを迎えていると思われ、今後は高齢者人口も減少する見込みとなっているが、総人口に占める75歳以上の割合は上昇していく見込みとなっている。

【3】サービス提供体制

構成町村内における介護保険の在宅サービス事業所は、訪問介護4、通所介護7、通所リハビリ2、認知症対応型共同生活介護2、居宅介護支援事業所5か所となっており、サービス提供体制はほぼ整備されている一方で、各介護事業所における介護職員の人材不足が課題となっている。

施設サービスについては、介護老人福祉施設1、介護老人保健施設1か所となっており、介護療養型医療施設は中芸地区以外での利用となっている。

このほか、平成18年4月から広域連合内に設置された「地域包括支援センター」においては、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、また、介護が必要な状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた次の業務を行っていく。

- ① 「人材不足」、「人材教育」、「業務改善」における課題解決に向けた会議と研修会等を開催する。
- ② 共通的支援基盤構築
- ③ 総合相談支援・権利擁護
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント

また、介護予防・生活支援事業など高齢者福祉施策は、構成町村それぞれが高齢者福祉計画を策定し、地域の実情に応じて事業を実施しており、それぞれの取組に特徴がある。一方、介護保険事業計画は広域連合が策定しており、二つの計画の整合性を構成町村と調整し、高齢者福祉を総合的、効果的に実施するよう努めていく。

【4】要介護認定

要介護（支援）認定申請は、毎月約90件前後で推移し、2合議体からなる介護認定審査会で月4回の認定審査会を行っている。また、新規申請及び更新申請の認定調査は、連合職員及び調査員が行っている。

【5】介護保険料

平成30年度から令和2年度までの第7期計画期間の3年間の介護保険料を、計画期間中の被保険者数・要介護（要支援）認定者数等の見込みや、介護サービス利用者数及びサービス量等の見込みから推計される給付費を基に設定した。その結果、前期計画期間どおり保険料所得段階を9段階とし、負担割合の弾力化を行ったうえで、保険料の上昇を抑制するため、平成30年度から令和2年度の3年間で介護給付費準備基金を20,470,000円取り崩す計画としたが、介護報酬の増や介護サービス利用者の増加等の影響により、介護保険料基準額を前期と比較して18,000円増額の70,800円（月額5,900円）とした。

主要な課題と方針

【1】介護保険一元化による構成町村との連携強化

町村窓口における事務処理や相談体制をより強化する必要がある。特に、被保険者の転入・転出等の窓口対応などについて適切な処理が求められている。

このため、構成町村の介護保険担当者、住民基本台帳事務担当者等との連携を図り、担当者会の開催などによって、関係町村の窓口対応等が円滑に行えるよう努めるほか、定期的な担当課長会の開催などにより連携を強める。

また、平成29年度より介護保険サービス利用申請時に、介護相談の受付を役場窓口でも受け付け、その後訪問により介護保険サービスや保険外のサービスの必要性について検討できる体制をとっているが、令和元年度からは、申請時にその生活機能をより具体的に評価するため、地域リハビリテーション活動支援事業を活用して、リハビリテーション専門職と一緒に訪問し、生活機能評価を行うこととしている。これによって、機能改善のための支援方法や方向性を初期から実施し悪化防止につなげる。

【2】サービスの供給体制の確保

介護保険制度は、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切なサービスが本人の選択によって利用できることが大きなメリットとされている。このためには、多様な介護サービスが総合的・効率的に提供されることが必要である。

現在、広域全体としては在宅サービスの提供体制はほぼ整備されているが、個別のサービスによっては、事業者が少なくサービスの選択肢が少ない地域が認められる。広域連合内におけるサービスの平準化は重要な課題であり、高齢者の自立した日常生活を支えるサービスを質・量ともに充実する必要がある。

また、認知症高齢者の介護が大きな問題となっており、地域包括支援センターを中心

に、早期発見による重症化予防のための専門医による認知症相談の実施、あるいは民生委員等を含む地域住民のネットワークづくりや高齢者の実態把握、総合的な相談・支援などの事業を推進する必要がある。

一方、要介護認定を受けながらサービスを受けていない未利用者やサービスの利用や選択について意思能力が不十分で家族の支援もない要介護高齢者等への対応も必要となっている。

以上の課題をふまえ、次のとおりサービスの質・量の確保に努める。

- ① 多様な担い手によるサービスの確保
- ② 地域内での均一なサービスの提供
- ③ 2 医療機関に設置した初期集中支援チームにより、効果的な支援へのつながりを継続しながら、更なる支援の仕組みづくりに努める。
- ④ 予防給付に係るケアマネジメントの作成も考慮した、ケアマネジャーの確保
- ⑤ 保険者、居宅介護支援事業所、サービス提供事業者による 3 者協議会を組織し、研修会の開催や職員の交流、サービス評価マニュアルの作成といった事業者共通の課題や問題点などについて情報交換や協議を行い、介護サービスの質の向上と平準化に努める。

地域包括ケアの中核を担う「地域包括支援センター」は、高齢者がその生活・身体状態の変化に応じて必要なサービスを利用し、住みなれた地域で尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるように、介護予防事業ケアマネジメントの連続性を確保する観点から介護予防事業を実施し、高齢者の状態に応じた介護・医療サービスまでの一体的な対応を行っている。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの 3 名の専門職種を配置している。また、地域包括支援センターが指定を受けて行っている「指定介護予防支援事業所」では、専任の介護支援専門員 1 名と、臨時職員（介護支援専門員有資格者） 2 名が中心となり、管内の要支援 1、2 の人のプラン作成に当たっているが、身寄りのない独居高齢者に係る相談対応件数の増加や相談対応の複雑化が進むなか、現在の人員体制（臨時職員）での対応は難しい状況になってきていることから、専門職のプロパー化が急務となっている。予防プラン作成件数に応じた人員配置と、広域連合の保健福祉課や各町村の高齢者福祉担当課との連携を更に強化し、要支援者のニーズや状態に応じて必要なサービスが提供できる体制を確立していく必要がある。

町村においては担当の保健師等を配置し、住民からの相談等を集約し地域包括支援センターにつなげるための窓口機能を持たせ、地域包括支援センターと密接な連携を図っていく。

【3】公平・迅速な要介護認定の実施

認定調査員の資質の向上による公平な認定の確保や受付から認定・通知までの認定処理期間を 30 日以内で行う迅速な要介護認定の実施が課題である。

このため、認定調査員について広域連合職員体制の充実に努めるとともに、認定審査会を 2 合議体で運営して、月 4 回の認定審査会を確保し 30 日以内の処理に努める。

【4】給付費の適正化及び介護保険料の確保

今後、高齢化が更に進み、介護給付費の増加が懸念されるため、構成町村の介護予防事業等の積極的な取り組みが求められる。

必要とする介護サービスの質量を確保し、その上で如何に給付費の適正化を図ってい

くかが大きな課題といえる。

また、普通徴収分の介護保険料収納率向上対策も課題となっている。

今後も、以下の取組を行う。

- ① 町村で実施する介護予防・生活支援事業を充実することで高齢者の自立に努める。
また、広域連合として町村の介護予防・生活支援事業の平準化に努める。
- ② 住民が主体となって運営していく「通いの場」を支えつつ、住民と共に地域づくり活動を進めていく。
- ③ 生活支援コーディネーターの配置により、地域づくりの視点をもって、住民や協議体への支援活動が効果的に行われるよう、各町村のネットワーク会等を通して実践活動のできる支援を行っていく。
- ④ 在宅での生活が続けられるよう在宅サービスの充実と住環境の改善の推進に努める。
- ⑤ 医療機関のリハビリテーション専門職等に依頼し、在宅で支援の必要となっている方の生活機能の評価や支援の具体についての助言を基に、支援の仕組み等を協議しながら、地域包括ケアシステムの構築に努める。
- ⑥ 在宅や施設内での「看取りケア」のできる体制づくりや、安心して療養生活が出来るよう入退院支援の体制づくりのために、事例を通した多職種での協議を進めることにより、医療介護の連携体制の構築に努める。
- ⑦ 公正な要介護（要支援）認定の確保に努める。
- ⑧ 介護支援専門員の研修等を実施することにより、適切なケアプランの確保に努める。また、サービスの質の向上により、利用者の生活状況の維持、向上を図る。
- ⑨ 適正な介護給付費の審査支払の確保に努める。
- ⑩ 介護保険事業の実施状況など動向の分析把握や他地域との比較を通じて、事業評価を行うことにより、介護サービスの内容改善など介護給付の適正化に努める。

また、介護保険料の収納については、普通徴収の口座振替制度を普及することにより収納率の確保・向上に努める一方、未納者については関係町村との連携も強化しながらの個別徴収に努めるほか、悪質案件等については、租税債権管理機構への移管についても検討を進めていく。

7. ごみ処理の広域化に関すること

【1】安芸広域ごみ処理施設に関する取組

ごみ焼却施設への排ガス規制の強化に伴い、安芸広域市町村圏事務組合で進めてきた安芸郡市9市町村の広域ごみ処理施設「安芸広域メルトセンター」が平成18年3月から本格稼働し、年間約17,000tのごみを処理し、溶融飛灰の再利用は民間企業によって再資源処理を行っている。竣工時より13年経過したため令和3年から施設の基幹改良工事を実施し延命化を図る。

【2】リサイクルセンターの運営について

資源循環型社会に対応するため、平成13年に中芸広域連合リサイクルセンターを設置し、10種類の容器包装系資源ごみの中間処理と保管・搬出、及び水銀含有有害資源ごみの保管・搬出を行ってきた。平成25年度搬入量297.49tから平成30年度231.05tで△66.44t率にして△28.75%となり、近年リサイクルとして搬入される量が全般的に減少傾向にある。

主要な課題と方針

【1】安芸広域ごみ処理施設に関する課題

平成18年3月、直接溶融方式(処理量80t/日)によるごみ処理施設「安芸広域メルトセンター」が安芸市伊尾木地区で稼働を開始した。

このことにより、処理できる廃棄物の種類が増え、これまでより多くの種類の一般廃棄物が処理可能となった。また、溶融処理後の飛灰やスラグ、メタルは、再資源化されている。

施設も竣工時より13年経過したため、将来に向けて施設の基幹改良を実施し安定的な操業を目指す。また、災害発生時には膨大な発生量が予測される災害廃棄物については、迅速且つ適正に処理するための協力をする。

【2】ごみの分別収集・減量化の取り組みについて

安芸広域メルトセンターの稼働により、それまでの一般廃棄物の分別区分が一部変更となり、近年リサイクルとして施設に搬入される量が全般的に減少傾向にある。

循環型社会形成推進基本法の施行により環境への配慮や資源の再利用などへの取り組みが社会的な要請となっていたことから、当広域連合においても、リサイクルを中心としたごみ処理を基本として取組んできた。

将来的には構成町村と連携を図りながら、収集ごみの分別の徹底や減量化について、住民へのPR活動の強化を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指した取り組みを進めていく。

【3】リサイクルセンター業務の効率的な委託について

リサイクル作業については、民間の専門業者のノウハウを活かした効率的な操業を実現するため民間委託を行っているが、近年リサイクルセンターへの搬入量が減少傾向となり、委託管理の経費面を考慮し、業務の内容の見直しなども含めて検討していく必要がある。

その際には、作業員の労働条件・施設の労働環境の確保にも十分な配慮を行う。

8. 火葬場に関すること

中芸広域連合設立当時、中芸地域には奈半利町営の火葬場があったが、老朽化が著しく火葬に長時間要したため、奈半利町を除く4町村の利用は少ない状況にあった。また、平成18年7月から香南斎場の受入制限が実施されることとなり、葬儀が円滑に行えない事態が常態化するようになった。

こうしたことから、中芸5町村及び安芸広域圏での火葬場建設について検討が行われた結果、町営火葬場の改修を検討していた奈半利町から、中芸5町村での運営が提案され、中芸広域連合で火葬場を運営することとした。平成19年度に中芸広域火葬場の建設に着手し、火葬炉2基及び炉前ホール、告別室、待合室などを整備して平成20年9月に供用が開始され、中芸管内の火葬のほとんどは当施設で行われるようになり、安定的な施設運営に努めてきた。平成29年度には施設の事業継続計画を作成し、将来見込まれている大規模災害に対応するため非常発電機等設備の増強をした。

主要な課題と方針

【1】火葬場の運営

火葬場業務は、①火葬業務、②施設使用許可及び使用料徴収業務、③維持管理業務などである。このうち、火葬業務及び火葬場の予約については、委託職員2名体制で行い、施設使用許可及び使用料徴収業務については構成町村、維持管理業務ほか火葬場の管理運営全般については広域連合で行っている。

火葬件数については、直近の5年間では年平均196件で推移し、火葬場使用料で維持管理経費を賄ってきたが、近年、管外からの火葬件数の減少等により構成町村からの費用負担が発生している状況であり、費用対効果等について十分な検討を行っていく。

また、住民サービスの面からも人生終焉の場としてふさわしい火葬場の運営ができるよう職員の更なる接遇の向上に努めるとともに、民間活力の導入によるサービス向上、経費節減に努める。

【2】施設・設備の適正な管理

業務の特殊性に鑑み、委託職員の確保と共に、環境に配慮した施設の維持管理を行い、施設・設備の保守・点検を適切な時期に行うことで、長期間にわたり安定的に稼働できるよう適正に管理を行う。

【3】高知県広域火葬の応援体制の整備

高知県広域火葬計画に基づき災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いの確保、公衆衛生の確保を図る。

このため、県及び市町村と連携し広域火葬の応援体制を整え積極的に対応を行う。

9. 保健福祉業務に関すること

地方の過疎高齢化が続く中、地域を取り巻く社会経済状況の変化に伴い、保健・福祉関連の制度の見直しや新たな課題への対応等により、地方自治体の保健福祉分野に求められる役割も変化し拡大してきている。

具体的には、障害者自立支援法が平成25年度には障害者総合支援法への移行し、平成24年度には児童福祉法に障がい児の施策が加わった。また、「健やか親子21（第2次）」、児童福祉法等において、児童虐待防止のための取組が強化された。このため、妊娠期から子育て期を包括的に支援する、子育て世代包括支援センターの設置が努力義務として明記された母子保健法の改正等により、生活の安寧を保障できる制度が整備されてきた。また、特定健診・特定保健指導や新型インフルエンザ等新たな感染症などの健康危機管理や災害時要配慮者支援対策など市町村の保健福祉業務は急速に拡大、増加、複雑化している。一方、地域では、急速な少子・高齢化、それに伴う過疎化、単身世帯、特に単身高齢者世帯の増加や、家族機能の低下、地域のつながりの希薄化が進んでおり、中山間においても地域コミュニティが一層脆弱になってきている。加えて、雇用基盤の脆弱化、貧困・所得格差等、社会経済状況は大きく変化し、これらの要因は、住民の健康状態に影響を与えており、健康格差がクローズアップされている。

地域保健法では、住民に身近な母子保健や老成人保健が市町村業務となり、直接的な保健サービスの提供及び保健・医療・福祉等サービスの総合的な調整に重点がおかれた。さらに、企画立案、実施及び評価を行い総合的な健康施策への関与が必須となってきた。こうした社会経済状況の大きな変化を踏まえ、多様化、高度化する住民のニーズに応えるため、ソーシャルキャピタル(地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本)を活用した自助及び共助の支援を推進していくこと等が必要とされている。

このような状況から、組織的な人的資源の有効活用や人材育成の体制整備により、幅広い業務や地域課題への対応、住民サービスの量と質の向上を図るため、平成21年4月より5町村の保健福祉業務の広域業務を開始した。

主要な課題と方針

【1】ライフステージに応じた健康課題への対応

中芸地域の健康指標では、一人当たりの国保医療費は、5町村ともに県平均を上回り、高血圧性疾患や歯科疾患、糖尿病などの疾患が医療費の上位を占めている。また、がん死亡率も上位を占めているが、各検診等の受診率が低い状況にあり、町村(国保担当部署)と連携した各種健(検)診の受診勧奨の強化など受診率向上や受診後の特定保健指導の実施率向上、糖尿病性腎症等の重症化予防等に取り組んでいる。

一方で、過疎化に加え、特に支援者のいない子育て世代や要介護高齢者、障がい者、社会問題化しているひきこもり等においても地域から孤立している傾向にあり、地域コミュニティを形成しづらい現状にある。つまり、社会の多様化高度化によって、身近な子育てや介護に関する手法が継承されておらず、より専門的あるいは公的な支援に依存する傾向にあり、元々あった住民同士の支え合う力のバランスが崩れ、隣近所の支え合う生活や文化の継承が希薄化してきている。

ソーシャルキャピタルの醸成(地域のつながり力)が、地域の健康づくりを左右してい

ることから、住民が主体性をもって健康づくり、地域づくりに参加できるよう、乳幼児から高齢者まで、世代に応じた健康づくりを施策化し、コミュニティの再構築にむけて対応していく。

そのため、個別の健康指標やデータ等から健康課題を明確にし、地域住民の理解と協力を得ながら町村とともに保健師、栄養士等の専門職および各関係機関と連携して効果的な対策の検討と取り組みを行い、健康づくり・地域づくりを推進する。

【2】専門的なニーズへの対応

重度心身障がい児・者、発達障がい児・者や要保護児童、特定妊婦への対応、障がい児・者の自立や就労支援や生活支援、難病や認知症に加え、ひきこもりへの対応など専門性が求められる業務が増加してきている。

特に、全国で問題化している児童虐待を生む原因となっている家庭の教育力の低下や家庭環境の改善に向けた支援を行い、子ども達が生きる力を身に着けるため、教育機関と連携した取り組みを推進する。

このほか、各町村駐在保健師と業務担当（母子・障害担当・健康増進担当）が地域の実態に応じた様々な課題に対し、官民協働で戦略的に取り組む。

【3】人材育成の体制整備

広域行政前の町村には、若い保健師が多く、増大する保健福祉業務の中で日々の業務などを通じて人材育成を行う体制づくりは難しい状況にあった。そのため、保健師、栄養士等を広域連合に集約し計画的に活動をすすめることや、管理者の配置やジョブローテーション、OJTなど人材育成の体制を整備し、様々な経験値を元に専門職として求められる資質の向上を図ることによって、住民サービスの質を高めていく。

10. 戸籍事務を行うための電算機器の設置、管理及び運用に関すること

個人情報保護の観点から、長らく電算化が認められなかった戸籍管理であるが、1994年（平成6年）の戸籍法の改正により、磁気ディスクに記録することが認められて以降、全国の自治体で電算化が進められるようになった。

広域連合構成町村においても、共同利用することによりシステム導入に係る町村の財政負担を軽減すること、戸籍事務に係る住民サービスの向上及び事務の効率化を図ることを目的とし、戸籍事務を行うための電算機器の設置、管理及び運用を広域連合で行うこととした。

広域連合では平成28年4月1日、中芸広域連合規約へ「戸籍事務を行うための電算機器の設置、管理及び運用に関する事務」を追加。同年12月、戸籍サーバを北川村役場及び馬路村役場、同魚梁瀬支所の各サーバ室に設置、また5町村に戸籍端末を設置し、平成29年1月1日より戸籍情報システムの共同利用による運用を開始した。

開始から3年が経過した現在、障害等の発生はなく、順調に稼働している。

主要な課題と方針

【1】基本管理

戸籍情報システムによる事務処理にあたっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、個人情報を保護するよう配慮し、住民から信頼される安定した運用に努める。

【2】戸籍データ保護管理及び対策

システムの適正運用及びデータ保護の統括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者等を充て管理状況及び設備状態について把握し、戸籍データが適確に管理されるよう努めるとともに、パスワードの管理、保管等の運用方法を定め、厳重に管理を行う。

構成町村は戸籍データ保護に関する事故が発生した場合、速やかに保護管理者及び広域連合に報告を行い、その後、戸籍データ保護会議の開催が決定した場合は、広域連合及び構成町村に保護会議を行う。

また保護会議に関する事故報告書、開催内容、出席者名簿、議事録等は中芸広域連合が保管を行う。

【3】今後の課題

個人情報の保護、情報セキュリティ対策の確保に十分配慮しながら、住民の利便性の更なる向上、業務の効率化、経費負担の軽減を図るとともに、同システムの維持・管理に関する環境整備、管理体制の確立を目指す必要がある。発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、有事に備えた、構成町村の連携による業務継続性の確保や、情報セキュリティの更なる向上を図るため、より安全な形で情報システムを運用する体制を構築する必要がある。

また、国においては、市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化（クラウド化）したシステムを構築することが、長期的なスパンで目指すことが妥当としており、次期リプレイス（令和3年度）に向け技術面、コスト面等を踏まえてオンプレミス方式又はクラウド方式のいずれの運用方針を採択するか検討する必要がある。

1 1. 関係町村の企業立地に関すること

中芸地域は、美しい自然と温暖な気候に恵まれ、主に一次産業を中心に発展してきた。しかし、過疎化や少子・高齢化などの影響により地域経済は停滞しており、特に若者を中心とする人口の流出の影響を受けて、地域の活力は年々低下している。

一方、整備の遅れていた高速交通基盤については、鉄道ごめん・なはり線が平成14年7月に開通し、高知東部自動車道は、部分的に供用開始されている状況である。

このような厳しい状況にあるが、中芸地域の活性化を図るためには、企業立地を進め、地域の若者やUターン者などの就業の場を確保する必要があり、構成町村においては、それぞれ町村の立地状況に応じて、企業の誘致に取り組んでいる。

〔奈半利町の現状と課題〕

奈半利町では、平成17年度に大手スーパー等2店舗、平成18年度には鍛造業関係の企業など3社の誘致が実現し、そのうち2社が増設を行い、雇用の場が若干確保されたものの、既存の企業は、ほとんどが零細企業であり、若者を中心とする労働力の県内外への流出が依然として進んでいる。

今後、高知県産業振興計画、中芸5町村との連携を一層図りながら、基幹産業である農業・漁業などの地場産業を活かした地産地消・外商など、各産業分野の振興戦略を進めるとともに、既存企業の育成強化、地域資源を活用した新たな起業や関連企業の誘致に努め、雇用の場を確保すること等で地域の活性化に取り組む必要がある。

〔田野町の現状と課題〕

田野町は、行政面積が四国で一番小さく、大規模な企業誘致を行ううえでは、面積的なハンディが大きい。しかしながら、地域の活性化の為には、地場産業の活性化と合わせ、雇用創出を図る為の企業誘致という選択肢を捨てる事は出来ない。大規模工場の誘致などといった枠にとらわれることなく、地域の実情に応じ、地域と共存できる企業の誘致について、社会情勢を見極めながら実現可能な企業誘致についての検討を進める。また、遊休地の活用といった観点からも、実現可能な企業誘致に向けた取り組みを進める。

〔安田町の現状と課題〕

安田町の工業は、製材業をはじめ醸造業などを中心に発展してきており、清流安田川の伏流水を活用した清酒は町の銘酒として全国に名を馳せているものの、製材業については、木材需要の低迷により廃業を余儀なくされている。

これまで取り組みを進めてきた北大野工業団地への企業誘致については、再生可能エネルギーの普及促進を図ることとして民官共同出資によるメガソーラー発電事業者の誘致を実現している。また、町内の遊休施設を活用したシェアオフィス事業についても、映像関連会社2社がサテライトオフィスを開設し、地元雇用の創出と都市部との交流に取り組んでいる。今後においても、都市部からの企業誘致をはじめ、新規創業の促進及び雇用の創出、並びに移住促進や交流人口の拡大による地域活性化に取り組む必要がある。

〔北川村の現状と課題〕

北川村の工業は、奈半利川の水を利用する電気事業や村特産品である柚子を活用した特産品の加工・製造業とともに企業誘致をした加工事業社があるが、電気事業社を除いては規模が小さく、労働力の流出が続いている。

また、村の基幹産業である農業や林業は、農・林産物の価格低迷や就業者の高齢化に伴い、労働力の確保も課題となっている。

このため、村の活性化を図るため、村特産品である柚子や林産物の資源を活用した企業誘致や雇用の場の確保に努めるとともに、誘致企業のアフターケア対策を効果的に行い、企業の存続と業績拡大に向けた取り組みを進める。

〔馬路村の現状と課題〕

馬路村の企業は、村で生産される柚子や木材を原材料とした製品の製造者や建設業者など、地元の企業のみである。柚子加工品の製造者は、果汁飲料やぽん酢しょうゆ等を主力商品としているが、化粧品など新分野の商品の販売に向けて、共同研究や商品開発を行っている。木材製品の製造者は、製材品、木製ガードレール、「新しい木のカタチ」としてのバッグやボールペン、木のぬくもりを感じられる雑貨の類を製造し、それぞれ販路拡大を図っている。建設業者は、主に道路整備や治山といった公共工事に携わっている。

地理的条件等を考慮すると製造業等の誘致は困難と想像されるため、既存企業の維持・発展に向けて、村の資源を活かす新たな製品の開発のための支援を継続して行うとともに、その他の業種の企業誘致の可能性を探っていく。

〔広域連合の今後の対応〕

ごめん・なはり線の開通や高知県東部自動車道の整備により通勤圏は拡大し、中芸地域への企業立地は、当該町村のみならず、構成町村を含めた地域全体への効果も見込まれる。

長引く景気低迷により企業の設備投資が減退する中、構成町村が単独で企業誘致に取り組むより効率的で費用負担や雇用拡大面などで有利であり、かつ、中芸地域の活性化につながるような場合は、構成町村と推進体制や費用負担などについて調整を行ったうえで、広域連合で取り組む。

1 2. 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。
その後は、同じく5年間を単位として見直しを行うものとするが、中芸広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行う。

(中芸S策) 兼子玉藤情会兼一合 新製中芸中

兼子玉藤情

